

## 通信による契約手続きに関する特約条項

### 第1条（保険契約の申込み）

当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、情報処理機器等の通信手段（インターネットを含みます。以下同様とします。）を媒介とし、当会社に対し保険契約申込みの意思表示（以下「契約意思の表示」といいます。）することにより保険契約の申込みをすることができるものとします。

前項の規定により当会社が契約意思の表示を受けたときは、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。

### 第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、前条第2項の電子データメッセージによる通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

### 第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、電子データメッセージによる通知に記載された保険料（保険料を分割して払い込む場合には、第1回の保険料をいいます。）の払込期限までに払込みがない場合には、保険契約者が保険契約の申込みを行った際に申し出た保険契約者の住所（特定手続用海外旅行保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第10条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。）にあてた書面または保険契約者の電子メールアドレスにあてた電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引き受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

- (1) 普通約款第21条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 普通約款第21条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

### 第4条（この特約条項による当会社への通知方法）

保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が普通約款第6条（告知

義務)第3項第3号の規定による更正の申出または同第8条(重複保険契約に関する通知義務)もしくは同第9条(職業もしくは職務または目的地の変更に関する通知義務)の規定による通知を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

#### **第5条(他の特約条項等との関係)**

この保険契約に付帯される他の特約条項に、「契約の締結と同時に保険料を払い込む」旨の保険料の払込方法に関する定めのある場合であっても、これを適用しません。

普通約款およびこれに付帯される他の特約の規定中、「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出た事項」と読み替えて適用します。

#### **第6条(準用規定)**

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される特約条項の規定を準用します。